

青少年センターの夜間電話相談業務の廃止について

【設置の経緯】

青少年センターでは、毎年不登校やいじめ等に関する1,000件前後の相談が寄せられていた。相談業務の充実及び相談者の生活時間の多様化への対応のため、平成16年度に検討を行い平成17年4月より相談業務を開始している。

夜間相談員には、相談業務に長年従事し知識を有する専門員を配置することとした。

【現状】

設置場所：青少年センター（ユリックス内）

実施日：毎週火曜日から金曜日（4日/週）ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く。

実施時間：午後4時30分から午後9時30分まで（5時間）

なお、「毎週火曜日から金曜日の21時30分から翌日8時30分まで」、「月曜日の午後5時30分から翌日の8時30分まで」及びに「土・日曜日の終日並びに日曜日の翌日8時30分まで」は留守番電話で対応している。

業務内容：①電話による相談業務②シニアリーダーの会議時の開錠、印刷室の鍵の貸し出し③施錠（ユリックス保安係への連絡）④その他（①から③に付随する業務）

勤務形態：相談員は2名を登録し、毎日の相談業務は1名体制で交代により対応している。

【課題】

- ① 夜間相談件数が、平成17年度105件、平成18年度114件、平成19年度30件と平成19年に入り急激に減少している。（※平成20年4月～12月の間の相談件数21件）
- ② 平成19年9月以降に、たびたび不審電話の受信事例が発生している。現在、青少年センターはユリックス内に設置されているため、夜間相談受付時間中の安全管理について問題は生じていないが、4月以降に専用棟に移行した場合に常勤の警備員が勤務しない環境で相談業務を行うことになり、安全を確保できない。

【方針】

- ・ 平成21年3月末で、夜間相談業務を廃止する。
- ・ 4月以降の青少年センター開設時間外の相談については、留守番電話を活用し、現在24時間対応で青少年問題の相談に応じている「子どもホットライン24」に電話番号の紹介を行う。
また、そのほかにも「いのちの電話」を県教育事務所が、「全国統一ダイヤル」を国教育事務所が運営しており、青少年センターの夜間相談の他にも相談が出来る環境が整ったと考えられる。